

○ 財務省告示第三百五十六号  
平成十二年十月十五日施行規則  
条件等を次のとおり告示する。  
政府資金調達事務取扱規則  
第十五条第一項の規定に依り、  
平成十一年大蔵省の規定に基づき、  
政府短期証券の発行に関する事務取扱規則  
は、平成十一年四月一日より施行する。

国庫短期証券（第一百四十三回）

二 一 行 二 令  
の法發号名稱及び記

法律項及の根拠

三 二 一 行 二 令  
用振替等替法の適行方法  
の法發号名稱及び記

四 三 二 一 行 二 令  
發行方法の適行方法  
の法發号名稱及び記

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
国定特あ争入。一格替適下へ債項五項律計号資四政  
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法  
市る参て札發によ下競闘を振替式第一九十九条昭和二  
場も加、と行る争は受け価に日ける法  
特の者財同発行格付本銀もとい  
別にご務時と行競し銀行のう  
参よと大にい（以争て行のと  
加るに臣行う。下入行とし。）  
者発応がわ。下入行とし。  
・行募各れ及一札わする。法  
第へ限國るび価一れ。の  
I以度債入価格とる。そ規  
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募
振額最 替 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	低行争非者特国入価込 額入価・別債札格金 札格第参市発競金 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格 札格第参市 發競I加場行争
千 万 円  規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	万千五二 八五万兆 百百三三 円二千千 十四四 七百百 億円六 七十七 八八億 百六千 七千四 六百	額九額 面千面 金万金 額円額 でで 千二兆 五百三 二十八 四百七 七十億	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内參募応 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい

価格競争入札発行」という。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非 者	特 国	入 價 発
込 札	所 金	還		還 入 價	・ 別 債	札 格 行	行 行
期 参	支 金			期 札 格	第 参 市	發 競 價	
日 加	払 額			限 發 競	I 加 場	行 争 格	日
平 成 二 十 二 年 十 月 十 五 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 額 本 面 銀 金 行 額 を と 、 百 支 き 債 二 円 払 は 還 年 に う 、 期 つ 。 そ が 二 き の 銀 月 百 翌 行 二 円 営 休 日	償 当 た 成 る し 二 、 十 二 、 期 二 月 二 日	平 成 二 十 二 年 十 月 十 五 日	十 額 八 面 六 額 一 円 毛 に つ き 九 九 十 九 九 九	募 八 面 銀 金 六 額 厘 百 以 円 上 に の つ そ き 九 九 ぞ 九 九 九	十 額 八 面 六 額 二 、 十 二 、 期 二 月 二 日
		業 業 日 日			十 額 六 額 一 円 九 九 九	十 額 六 額 二 、 十 二 、 期 二 月 二 日	十 額 六 額 二 、 十 二 、 期 二 月 二 日
		に に			十 額 六 額 一 円 九 九 九	十 額 六 額 二 、 十 二 、 期 二 月 二 日	十 額 六 額 二 、 十 二 、 期 二 月 二 日